

平成 年 月 日

文化庁長官

殿

所有者（新所有者）

住所 滋賀県

氏名（法人名）

代表者

印

### 国宝・重要文化財の所有者変更の届出書

このたび、下記のとおり、国宝又は重要文化財の所有者が変更しましたので、文化財保護法第32条第1項の規定および国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第3条の規定に基づき、届け出ます。

#### 記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする）
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となるべき事項

添付書類 所有権の移転を証明する書類、印鑑証明書、国宝又は重要文化財指定書  
提出期限 20日以内